

倭訓類林と「遊仙窟」訓

平井秀文

近世に入つて、遊仙窟の訓が辞書の類にどう投影しているか、という本誌の既稿に続く。量的にいつて、倭訓類林が原語訓を最も多く抄出している。いま、古典全集（田中大秀の自筆）本により、他の写本をも参照して、概説する。

- 一 倭訓類林の「遊仙窟」訓
- 二 類林における記載の錯雑
- 三 傍訓——刊本との異同
- 四 訓注の表記形式
- 五 訓注の表現内容

倭訓類林は、海北若沖の代表編著である。三十種に近い古典から多くの倭訓を抄出して類集したが、漢籍からは数種が典拠として採られたにすぎず、詩経・文選などと並んで短編の遊仙窟を選んだことは、古来わが古典に影響することの多かつたのを示している。また、若沖が、あの契沖のすぐれた門下の一人であつたことを思え

倭訓類林と「遊仙窟」訓

ば、このことはよくうなずける。しかも、遊仙窟は伝写の時代ではなく、すでに刊行されており、類林の訓というのも、その慶安（無刊記）本を所拠とすると認められる。

倭訓の語を集め、それをいろは順に類別し、その出典ごとの漢字・漢語に片仮名の傍訓を施し、さらに割注の形で、真仮名でその訓あるいは訓義の私注を加えるという形式を採る、いわば語訓集成である。伝写の姿のまま、ついに刊行されなかつたことは、したがってそれだけ流布が少なく利用されなかつたということになる。

谷川士清の倭訓菜の成立に影響するところがあつたとしても、倭訓菜がすぐれた大辞書であるのに比べれば、本書も辞書の形をとるとはいえ、特殊な語彙集ともいふべきものであつた。

現代の立場からすると、類林の倭訓の底本がどういふものかがほとんどわからないという批判はもつともであるが、こと遊仙窟についてはそれは関係のないことであるといつてよい。類林の伝本はいくつか存するが、その内容・形式ともにほとんど差異がないというのが実情のようである。古典全集本と比べてもそれがわかる。「め」の部にかんがりの脱落か空白があるのも諸本に共通するが、さいわい

遊仙窟についていえばその部分には該当しないので、すべてを知る
ことができる。

いろは類別といつても倭訓たる以上、ワ行音を頭音とする語はな
く、したがって所属の項は全くない。しかし、そのほかに遊仙窟だ
けについては、「ゐ、の、け、え、ゑ」の五項は該当の語訓が記
載されていない。これらの音節に始まる倭訓がないと認められたの
か、あるいはあつても採られなかったのかはわからないが、仮名遣
の違いからのもので、ただ一例ではあるが「い」の項に入っている
ために、「臆」の語がある。「イノコ」という傍訓があり、訓注も
そのままに「以能古」と表記する。これは刊本の誤りがそのまま用
いられたので、正しくは「ゐ」の項にあるべく、記載のない項は
一つだけ減ることになる。この類の混乱の多くは刊本からすであ
ること、それを採っていることに帰因する。異種の例ではあるが、
「懐息」に「オノ、ク」の傍訓があり、同語の「惶惑」に「ヲノ、
ク」と傍訓しているために、これが「お、を」の各項に分属され
ている如きがある。

本書の構成が、その各項の中を典籍別に類集し、しかもその語
訓の掲出順序が原典の本文のそれに準じて記されているということ
は、それなりの便利さもある。たとえば、同一の語訓が二つ以上あ
るとき、それが原典のどこのものを指すかは、その前後に載せられ
ている他の語と語との間の位置を考えて、それに相応じてだいた
い想定できるから。

遊仙窟からの総語数は、四六〇語を超える。一語で二訓以上のも
のも少なくないから、倭訓数はさらに加わる。ただ、訓注の真仮名

表記がかなり恣意的なもので、片仮名の傍訓の誤りをそのままに踏
襲したり、正誤にかかわらず異なった仮名遣に表記しあらためる例
もある。このあたり、かなり複雑である。

片仮名傍訓の全くない語が数例あり、諸本にそのままであるが、
それらを含めて、写脱か誤写かがあるべきを想えば、刊本との違い
も何によるかは断じ得ない。もちろん、類集した辞書の形をとって
いるから、本文中から単語として切りはなしたとき、たとえば活用
形の違いからくる当然の仮名表記の異なりがあるろう、それらは問題
にはならない。

二

表記を中心に、かなり不審な例が多い。あらかじめそれを念頭に
おいて、傍訓も訓注も考えなければならぬ。類林にかかる錯雑の
少なくないのは、刊本にもすでにある不可解なものをそのままに扱
ったり、編者の誤認、さらには伝写によることをも考えるべきで、
かならずしも類林の原本からそうであったものばかりとはいえない
が、いちおうあらわれているいくつかの疑いの例をあげて、錯雑の
実情を考える。

倭訓ばかりのはずが、実は字音を示しているものがある。これ
らは、日常語として字音という意識がなくなっているものと思われ
る。

局バム遊波武盤
音双六ノ局云云

障カフシ遊加布志
銷障云云

玳カメノカウ遊加米乃加字今
按亀甲和訓也

それぞれ傍訓どおりの真仮名表記を示す。刊本の訓はハンで、「盤音」は同音また類音表記の例である。「云云」は原文を略したことを用い、「且雙六ノ局ヲ取來レリ」と訓読するところ。「錦障劃然卷」の原文で、「障」には刊本の傍訓として「シヤウ、カフシ」の両音が併記されている、その一つを採った。「玳瑁」には傍訓のない写本もある、刊本「カフ」の表記。この訓注は傍訓の表記そのままを示している、しかも「今按」としたのは編者の私注で、とくに意識して「亀甲」の和訓であることわっているのは興味がある。遊仙窟の古写本には「カメノコフ」とあり、この仮名遣も問題のある例。

ウケテウ
咪叨 遊奈留
按鳴訓

これは明らかに字音たることは、私注「按鳴訓」と記しているのかわかるが、分類は字訓どおり「な」の項に載せられていて、原文「清音咪叨トナリテ」と訓ずるので、傍訓の位置に字音が記されているのにつれてこう抄出されたが、分類の所屬が編者の意を正しくあらわしている。

ムツマシ
深入 遊武津
麻志

刊本「向來漸漸入深也」の原文、「入深トムツマシ」と訓ずる。ほかにも一例「入深」があるが、「深入」は逆である。諸本にこの二例とも「入深」とあるので思い誤りか。ただし、他の一例「向來

倭訓類林と「遊仙窟」訓

太々不遜、漸々深入也」となっているのは醍醐寺本だけで、訓は「ヨフケヌレ」となっている。

マカクテ
如 遊未加
陀智

傍訓、訓注ともにそのとおりであるが、この文字は、遊仙窟の諸本に全く見えない。刊本傍訓はすべて「婢」字である。類林のこの文字がその底本どおりとすれば全く異例で、どうしてこの用字となったのか。

カクヤク
燿々 遊加久也久
テル 又云氏流

この左右傍記ともにはない写本もある、これは刊本に「カカヤク」との片仮名訓があり、原文「羅衣燿燿トカ、ヤイテ、トテレリ」の文選読の両訓があるので、訓注は「カクヤク」に不審を抱きながらそのまま「加久也久」と記し、「又云」として左訓のテルを別に表示したのであろう。元禄刊本には「ヤウヤク」の字音傍記がある。はじめにこの片仮名傍記のない写本のあるをいったが、その書写者は、訓注に「加久也久」とあるもののそれに疑問をもち、あえて傍記の片仮名を省いたのかも知れない。

コトハ
平生 遊己止波此訓不
審疑止己止波敷

さすがにこの訓には不審とし、「トコトハ」かと疑ったとおりで

ある。これは類林が慶安刊本によつた明証で、明らかに「コトハニ」と「平生」に傍訓している。「ト」の脱刻であろう。刊本でも元禄本では「トコトハニ」となっている。既稿でも指摘したが、かの合類節用集がやはり「コトハニ」の訓を採っているのは、慶安刊本に従つた、意味のない語になつた。

アサラシノマラキ
苻 菹 遊安佐良志乃末良
幾此訓從印本點

いうまでもなく「ニラキ」であるべく、編者も通じないまま「此訓印本ノ點ニ從フ」と記すほかなかつた。この印本とはまぎれもなく慶安本を指すことは、その傍訓の片仮名の「ニ」であるべきが古体の「マ」の如く、「一」の下に「、」がある字形となつている。誤刻であろうが、この訓注によつて、類林の底本が前条の傍訓とともに、慶安（無刊記）本によることを語っている。元禄本には正しい。ついでに、他の例証をもあげる。前項に記したが、

オノ、ク
悚息 ヲノ、ク
惶惑

の仮名遣による分属である。これも全く慶安本にあるのによつた誤りでも、元禄本ではともに「ヲ」となつている。しかも、編者はこれをも訓注して、「於乃能久」「遠乃農久」と真仮名で書き分けた。はなはだしい錯雑であるが、ほとんどが刊本によつてゐる。

ネツク
宿 遊祢豆久賭雙
六故如此点

やはり、この訓に不安があつたのか、「如此点」という注が生まれたのは、刊本にそうあるからとことわつてゐるにすぎない。原文に「且取雙六局来。……共娘子賭宿。十娘問曰若為賭宿。」と相つづいてゐるところ、「ネツクヲ賭ム」「ネツクヲウツト云」と刊本に訓じてゐるのを指す。

アヒオモハザリキ
相 著 死 遊安比於毛
波坐里幾

刊本には「アハントハヲモハサリキ」が「相著」の傍訓となつてゐるものを誤認したか。原文「著時未必相著死」とあり、「死ニアハントハヲモハサリキ」と訓読する。この訓注の表記は、全く誤つた片仮名訓の直訳といふべきである。

ス、ム
奏 遊注云
寸須武

この傍訓、他の写本にはない。「奏」字は原典「金石並奏」に見える例だけで、遊仙窟の諸本すべて「奏シ」と音読する。刊本も「シ」の送仮名があるだけ。類林に片仮名訓のないほうが原形か。たまたまその訓あるために、「遊注云」などという私按を考えついた訓注のいたらなさで、遊仙窟の注に、真仮名の表記などあるはずがなく、あえてそれを作成したのは傍訓に忠実な例か。「注云」は「訓云」の意か、しかし他にそういう表現は見えない。

表記を中心に、かなり不審の多い例をいくつかあげて、類林の内容に錯雑たるものがあることを示した。主として刊本の誤りによつ

たものであり、また編者自身の錯誤もあるのではないか。さきに述べたように、伝写による誤脱なども考えなければならぬ。

訓注の真仮名は、片仮名傍訓に多い仮名遣の誤りを、契沖の復古仮名遣の正しいものに書き改めたのか、などの説は全く当を得ていない。

三

傍訓の全くない数例があるとは、すでに述べたが、それらも訓注の真仮名表記で明かになる。

多事 遊訓
同上

などは、傍訓も真仮名訓もないが、訓注に示す如く、すぐその上の条に

アデキナシ 遊安知
無情 幾奈志

と見えるので、「訓同上」の注が生きる。

重出 曲 末 遊久

の例は、やはり傍訓のない例であるが、訓注でわかるだけでなく左肩に「重出」の注記があるので、かなり前のほうの条を探すと、継体紀を引いて

倭訓類林と「遊仙窟」訓

クマ 同紀
久麻

という語訓がある、それを指すものであるう。

もつとも、片仮名傍訓のないのはわずかであるから、原本からそうであったか否かは断定できない。

刊本の傍訓と類林のそれとを比べ、仮名遣の異同を見ると、一致するものと異なるものがある。つまり、刊本にはよったが、かならずしもそのままではないものもある。それぞれ特徴がある。ここでは、仮名遣がどこかの部分で誤っている例について、刊本との比較によつて調べる。

傍訓が刊本のと一致しているもの。つまりともに誤っている例で、まず訓注の真仮名表記もそれによつていもの。

ハ、カクノメイ 遊波と可
外 甥 太乃米伊 展 遊川加布
末都留

ナヲガリ 遊奈遠
平生 坐里 大語 遊己波
陀可 渠 遊美末比
止己呂

モノオホヘス 遊仙窟毛乃
不 覚 於保部端

これらで、真仮名表記が片仮名訓をそのまま書き改めていて、決して正しい古典仮名遣を示そうとしたものではないことがわかる。つぎに、傍訓は一致していて訓注が誤るといふ、右に述べたこと

をさらに明らかにする例がある。

任 遊保斯 カイヤセシス
比末末 遊加井庸世良例奴
被 將 注ニ云將者將去也

騾子 上 モノノエモイハヌアタリ
遊毛毛能恵毛
以波奴阿太利

まことにはなほだしい誤りで、単なる誤写とはいいきれない。「比」は転呼音の誤推、「井」は珍しい訓仮名でそれをア行の傍訓にあてているのはひどい、あるいは「伊」のくずれた字形からの誤写か。「エ」に該当する真仮名は遊仙窟の訓に関するかぎり、類林には全くない、傍訓「モノノ」は逆に訓注に正しく示されているのは、「モ、」のおどり字を「ノ」と錯誤したものでないか。

姿首 加寝 カホヨシ
与之 端坐 ウツキ
離 宗豆

この二訓の表記は誤りとしても、「寝」の字は「ホ」をあらわすのか「ヨ」とあらわすものか。「離」では傍訓にかなわず、おそらく「維」から誤られたものか。古写本に「ウスキ」とあるのが正しいが、近世には「ウツキ」がふつうに用いられていたようであるから、これらの刊本の傍訓はすでに新しい形になっていて、古訓を伝える表記ではない。

直 下 ミクロセハ
遊美於呂須
美久檀須 ミクタン
直 下 ミクタン

これは訓注の表記が傍訓とは異なって正しいものの例であるが、片仮名の左右訓が、類林と刊本とは入れ違っていて、表記は同じ。訓注の順列は刊本と同じで、すぐ上の傍訓とは入れ違いという、これまた傍訓と訓注とが遊離した関係になっている。つぎに同じく仮名遣の違っているもので、刊本の傍訓とも異なるものも少なくない。まず、訓注もそれに従っているもの。

夫主 遊以恵 イエキミ
義美 竹根 クカムナ
遊太加 アルホハ
武奈 作 遊安留比
波或字訓

誤りを忠実に真仮名にあらわしている、刊本はそれぞれ「イへ」、「タカンナ」、「アルイハ」とする。

加諸 遊止里九 トリクワヘゴト
波部五止 断絶 スツル
留流 ハジシラフ
含嬌 遊波地 ハジシラフ
之良

これらは刊本の訓それぞれ「ハ、」「ク、」「チ」と正しいのを訓注はうけた形で、傍訓とは違う矛盾である。なお、真仮名はなぜか「良」で終わって語尾は脱している。ついでながら、同じ訓であった

嫵安 遊波知 ハヂシラフ
志良布

これは片仮名訓も正しいが、刊本では前とは逆に「シ」となっていて、仮名表記はきわめてまちまちである。

小^{ヲトイモフト}妹^{モト} 遊遠止^{モト}以^{モト}
 毛布止^{モト} 肯^{ムベシ} 遊武部奈^{ムベシ}
 不宜字訓^{ムベシ} 推^{スレヒオヒ} 辞^ヒ 遊寸末^{ムベシ}以^{ムベシ}
 以奈^{ムベシ}以^{ムベシ}

刊本「ヲトイモフト」で訓注に該当するが、この傍訓とは違
 う。刊本「ムベナフ」と、これも同断。刊本「スマイイナヒ」と誤
 っているのがそのまま訓注になっている同じ現象であるが、真仮名
 訓「以」はおそらく「比」の類形からする誤写であろう、そう考え
 ればこれは傍訓と訓注とが一致する例となる。

各条の仮名遣の錯雑としていることはだいたいわかるが、これら
 は若干の例をあげただけで、さきにとわったように、全部で四
 六〇語を超える語訓があるので、これらの誤りの例は、きわめて多
 い。どうい過程で、こういう現象、つまり刊本によったはずの類
 林が、その刊本の傍訓との片仮名表記の違い、さらには真仮名表記
 の異同などを示しているのか、伝写のままで刊行に及ばなかったこ
 との因も、あるいはここらにあったのかも知れない。

四

割注の形式は、各項で最初に出る条については、「不覚」の例の
 ように「遊仙窟」と明示するが、以下は「遊」とだけ表記するのが
 既述の語例でわかる。ただつぎの二例は最初の掲出語であるが、そ
 うなっていない。

抄^{ニギル} 遊仁義留注云一^{ニギル}
 手曰抄也^{ニギル} 解^{ヌク} 遊奴具^{ヌク}
 脱字訓^{ヌク}

倭訓類林と「遊仙窟」訓

本稿も繁雑をさけて、とくに必要のないかぎり、以下これら出典標
 記は省略する。
 割注に用いられた真仮名を音図によって配列すると、ほぼつぎの
 ようになる。清濁の区別はだいたいあるが、かならずしも厳密なも
 のとはいえない用法もある。

- (ア) 安阿 (イ) 以伊井 (ウ) 字 (オ) 於
- (カ) 加可何訶・賀加我俄 (キ) 幾積気機貴・宜義
- (ク) 久九苦俱・偶具愚 (ケ) 介芸・源芸
- (コ) 己古故・語御呉五駁故
- (サ) 左佐・残坐 (シ) 之志斯死・慈自 (ス) 寸須濡
 ・寿須淳儒濡潤 (セ) 世勢姦・策 (ソ) 曾・僧
 贈
- (タ) 太太多・陀太檀拖 (チ) 知地千智・遲知治地
- (ツ) 川津都・豆頭 (テ) 天弓氏・弓提
- (ト) 止刀土登・等登止動菩堂
- (ナ) 奈那南 (ニ) 仁尔 (ヌ) 奴 (ネ) 柰
- (ノ) 乃能農
- (ハ) 波伯番・婆番幡 (ヒ) 比毗・比備毗 (フ) 不布
 ・夫 (ヘ) 部へ辨辺倍・辨部 (ホ) 保・墓
- (マ) 末麻 (ミ) 美蜜瀾 (ム) 武牟 (メ) 女米

(モ) 毛茂

(ヤ) 也耶夜屋 (ユ) 由 (ヨ) 興庸与用

(ラ) 良羅 (リ) 里利理離 (ル) 流屢留

(レ) 例礼 (ロ) 呂魯論

(和) 和 (キ) 為 (エ) 恵衛 (ヲ) 遠平袁

傍線を施したものは、各項での訓注の頭音字がすべてそれで統一して記されているのを示した。

これらの真仮名を用いての表記法は、きわめて恣意的である。同一語訓でも一定していないのが一般で、つまり語による書き分けなどはない。同音字に字母の多いものも、現実に使われている回数からは、かなりの頻度数の差がある。たとえば「刀、自」の如き、「主人母」の訓注中に「冢刀自」とある用例にすぎない。これはむしろ仮名としての意識で書かれているのではなく、「以部止慈」という訓ははっきり示されている。

片仮名傍訓との表記の概要はすでに述べたが、傍訓を示しながら、なぜとくに真仮名の表記をも加えたか。他の文献たとえば和名抄などの表記統一性をも考え、それによる一種の權威性をも示そうとしたか。傍訓のあいまいさを補えるだけの表記法は採られていない。明らかに誤写を考えながら、その字を決しかねた「姿首」や「端坐」などの例は、したがって右の字母表には関しない。そのほかにある、そのままでは通じないが、類形誤写の明らかかなものは適宜処置した。

薄媚 遊条左
介耶条死

と諸本にあるが、「条」は「奈」たるべく、「耶」は「那」たるべきなどで、とくに後者の例は他にも見える類形である。
用字法の複雑さというよりも恣意的ということは、同一語訓に対する現実の表記を考えてもわかる。

光彩 以呂 部 以呂 部 衆諸 加太 波良 部 加太 波良

婀娜 也何 部 参差 也何 部 窈窕 也何

天上 安米乃 部 天辺 安米乃 部 宇良

などは一致するが、活用語などについては語幹に一致性は多いが語末になると混乱する、というのがふつう。つぎの例などはよくそれがあらわれている。

姿則 宇津久 部 志藝 何怜 宇都 部 久志 可愛 宇都 部 九志 偏愛 宇都 部 九志

可憐 宇津久 部 志藝 斌媚 宇都久 部 志源 妖嬈 宇津 部 九志

アヂキナシ 無情 奈志
 アチキナシ 無端 奈之
 アチキナシ 遮莫 那志
 アチキナシ 安運 枳

イヤシキセト 下人 幾以耶志 比土
 ハマグリ 海蟀 波末 愚里
 ホソキヲ 小絃 保曾 氣乎

語尾に「九、久」・「志、之」を用いる傾きはあるが一定してはいない。同じ項では、同形あるいは類形の語がつづくか近くかにあつて、比較的似た字母が用いられるが、同音でも、別項になると、自由な表記になる。

一語中においては、とくに意識して異字を用いている、いわば変字法のとさえ感じられるものもある。

イササカ 片子 以左 頻 之番 寸斬 幾坐貴残 尔枳留

ヨリク 与利庸離 又云 小小 世婆 勢幡志 百重 毛茂 多毗

五

所載全語訓数の過半は訓注だけのもの、各語についていうと、一訓だけのものが大部分であるが、刊本の傍訓にもわかるように、二訓以上を示すものもある。

各項のうち二〇条を超える語数のあるものをあげると、「あ、か、い、ま、う、た」と、多い順になる。さらに一〇条以上のものは一〇項を数える。これらの項から適宜一条ずつを摘記する、ただし、既述の語例は探らない。

カイサゲル 攪 加以左 偶流

タハフル 弄 太波 不流 嗣 川伊 波武 鯨 條 奈與志乃 須番也里

ウタカタ 未必 宇太 加多

オモシロシ 風流 於毛之 呂志 正首 末米 耶加 近來 己乃 御呂

アナニク 何由 仁安 久

サヤカニマメカシ 細々 許 左末米加仁 斜眼 美可太 武留

シツラフ 料理之都 良布 人流 比登 可淳

二訓以上を記すときは、「又」「又云」の語を用いる。

向來イマ 以未又 雅妙ミヤウ也 美左平 又太郎 端仰ヒタオモムク 比太於毛武久又
ツ、ミ、ア、フク 川都志美安布具

「ヲ」は諸本「ラ」に誤る。「ミサヲなり」の訓であろう。刊本
「ミサヲニテ、タヘナリ」の訓がある。

苗裔ハツマコ 波都末五又云 不徹サ、ハ、カ、ナ、ス 左佐也加奈良儒又云左波
サ、ハ、カ、ナ、ラ、ス 波都乃波川末具 也可那良潤又云其可良寿

傍訓は二訓であるが、刊本は三訓を記す、それをうけての訓注であ
る。諸本「其」とするが、「與」の誤りであろう。

そのすぐ上に同語訓があるときは、「訓同上」で具体的な真仮名
表記を省くのも少なくない。

逡巡タチヤスラフ 太知也須良布 遷延同 同上 作許ソコバク 曾古
又云乃我留 同上 婆久

那許同 訓 同上 如許同 訓 同上

會アヘシラヘ 安辺志 良部 語アヘシラヘ 訓 同上 應答同 訓 同上

無情アヂキナシ 安知 幾奈志 多事 訓 同上

「會」と「語」との間には三語をへだてているので「同上」とはい
えず、「同會」という表現を採ったものである。

真仮名による訓注だけでなく、遊仙窟の原文または原注を援用す
るもの、編者の私注を何らかの形で加えるもの、などの表現による
内容をも注することがある。

淨ハル 波留流トモニ 將トモニ 止毛仁 太由武
露淨トモニ 相將トモニ 人乏トモニ

禁スマフ 寸末布又云以奈布 不スマフ 自スマフ 禁スマフ

これらは、それぞれ原文の一部を示しながら「云云」でそのあと
を省く。「露淨山光出」、「相將対花林」、「馬疲人乏。行至一所」、
また、つぎのは訓点つぎの訓注で、原文は

情来テ 不ニ 自ヲ 禁スマフ 挿イナヒ 手紅禪ハニ

と刊本にあるところを援く。

また、訓のあとに遊仙窟の原注を援用して、音義などを補足する
形の表現もある。

勒イダク 注注 檀九檀九 愜同 訓 同上 音苦音苦 脇反 合ムツマシ 番武都末志 音居音居 隱反

「勒」のには「注」とことわわっていてそのままが原注にあり、他の
は記していないが「音」以下が原注どおりである。

瘦コフシ 己布志注云大附瘦可受五斗
或一石以盛酒号为酒池者也

爍アキラカ 安根良可注
云明珠光也

窄スボカツム 褻 寸墓久都津武
注云窄狭也

などは「注云」の下は原注による。

安夫良乎鄭玄アフラフ
日隱尾完サハ 姪妍ミヤヒヤカ
徐緩而風流ミヤヒヤカ 貞注云行歩

前者は「鄭玄」以下が原注で、それには「云々」は「音倉涙反」、
後者は「行歩」以下で同じく「姪音於佳反」があり、それぞれ音注
が省かれているにすぎない。また

都廬ト 訓同上注云都大也廬空也
一云都廬者愆盡意也云云

の「都」以下は原注のまま、ただ「云云」にあたるところは「是
俗語也」とある。訓はその上に「愆シカシナカラ」があるをうける。

同心ト 訓同上是
亦扇名也

これは、原注に「夫蒙云合歡同心俱是扇名」とあるによるものと思
われる。

別に、編者の私注も多い。真仮名の訓注につづいて「按」「今
按」などの形で説く。その表現は種々であるが、意義を明らかに示

倭訓類林と「遊仙窟」訓

そうとしたものである。

半臂カタケヂビル 加多久干比留
按片臂訓也 横陳ソヒフス 曾比布須
按添伏訓

忿コ、ロヤム 己古呂也武
按心病訓

これらは、共通して字訓をもつてその傍訓の意義を教えようとし
た。

太イト 以止今按最
字ノ訓以上 半面ハゲカクル 波太加久留
今按膚隱也

知聞ホシメル 保乃志留
今按風知也

緑竹マカクチ 末加太知今
按此訓不審 開情コ、ロヤム 己古呂都久今
按心著訓乎

長廊アユミドノ 安由美止乃
今按歩殿也

「今按」が異なるだけで、「按」の場合と同趣である。「此訓不審」
はいかにも素朴な表現であるが、緑竹なる婢たる傍訓というよりは
説明の語たることは、

ヒシリミカト 比慈理彌訶登今按伯益大禹
共聖人故如此義訓聖帝誥

と私注した編者としては、さきのを不審とするに及ばないものと考えられるが。

倭訓のあとにただちに義訓を示す表現によるもの、すなわち「按、私按」の語を用いしないで直接的な記述である。

オモト 渠 於毛止 御許 烏鵲 比止我良 須我鳥

イシハン 坂墜 以志婆斯 石橋訓 艶 仁保不 香訓 透 保止波之 流羅訓

ワレ 人 和例 我訓 多 由太加 豐訓

マロシ 偏 末呂之 円字訓 杏 左伊波比 幸字訓 故 訓同 剛字

ナツク 求守 奈津久 懷字訓乎

「訓」字の用い方にそれぞれ違いはあるが、同工といつてよい。終りに、「也」を用いて説明に代える例を示しておく。

クハ 榧 久波 堂構 也加滯 交横 末賀留 曲也

ニホヒ 脂 仁保比 口ノ香也 些 以可武 如何也

以上、なるべく異なる語例をあげて類林の「遊仙窟」訓に対する抄出を知るに努めたが、全語数からいえばきわめてわずかで、いわば各問題の範例を示したにすぎない。恣意的な表記ということはいったが、これらの例からだけでも、その用字法の自由さは想像されると思う。諸写本もまた、かなり雑なものであるのは否定できない。

— 昭和五六・一〇・一四稿 —